

2025 年 10 月 1 日

那覇港湾施設代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書

についての意見書

辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会

共同代表 阿部悦子 大谷正穂

事務局長 松本宣崇

連絡先:岡山県岡山市北区下中野 318-114 松本方

電話 :090-3638-0187

参加団体	東京	辺野古土砂搬出反対！首都圏グループ（毛利孝雄）
	三重	辺野古のケーソンをつくらせない三重県民の会（柴田天津雄）
	岡山	環瀬戸内海会議（阿部悦子）
	広島	広島と沖縄をむすぶドゥシグラー（新田秀樹）
	山口	「辺野古に土砂は送らせない！」山口のこえ（大谷正穂）
	香川	辺野古に基地をつくらせない香川の会（溝渕裕子）
	香川	小豆島環境と健康を考える会（富田恒子）
	福岡	辺野古土砂ストップ！北九州（松本秀樹）
	長崎	五島列島・自然と文化の会（歌野敬）
	鹿児島	南大隅を愛する会（大坪満寿子）
	鹿児島	自然と文化を守る奄美会議（城村典文 森紘道）
	沖縄	島ぐるみ会議名護（浦島悦子）
	沖縄	本部町島ぐるみ会議（崎浜静子）
	沖縄	うるま市島ぐるみ会議（照屋寛之）

（カッコ内は辺野古土砂全協役員）

那覇港湾施設代替施設建設事業に係る

環境影響評価方法書に関する【環境の保全の見地からの意見】を述べる。

1. 生物多様性の保全に関しては那覇港湾施設代替建設事業も「第6次生物多様性国家戦略」の主旨に沿ったものでなければならない。

生物多様性基本法第12条第2項（生物多様性国家戦略と国の他の計画との関係）は、「環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする」としており、すべての省庁の事業について生物多様性国家戦略の主旨に沿うものとなるよう定めている。したがって沖縄防衛局の本事業も生物多様性や生態系の保全に関しては生物多様性国家戦略に沿ったものである必要がある。その国家戦略は、ネイチャーポジティブ（自然再興）を掲げ、昆明・モントリオール生物多様施枠組により2030年までに「陸と海の少なくとも30%を生物多様性の保護区」にする、いわゆる「30 by 30」を中期目標にしている。しかるに410頁とい

う膨大な方法書（要約書）の中に「生物多様性国家戦略」という言葉は1か所も登場しない。「30 by 30」は配慮書段階の「一般の意見」として2か所（意見番号137, 419）登場するが、事業者自らの記載はない。これらは、事業者である沖縄防衛局が、この問題を明確に位置付けていないことを示している。

本来であれば、配慮書段階で事業計画地周辺が後述するように海洋保護区であり、「30 by 30」の目標に支障をきたす恐れがあることから事業計画を見直すべきであった。方法書段階に至った現在では、少なくとも動物・植物・生態系への影響の評価にあたって、「30 by 30」の目標達成との関係性を評価することにし、事業者見解にその旨記載すべきである。

少なくとも第3章の3.2.9「環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容等」に、生物多様性国家戦略に基づき本事業が求められている環境保全措置について詳述すべきである。

2. 本事業の埋立て予定海域は生物多様性の保全を目的とした「海洋保護区」であることを明記し、その上で海洋保護区を埋立て、防波堤を設置し、浚渫することが「生物多様性の保全」に矛盾しないことを保証する方策を示すべきである。

2010年、名古屋で開かれた生物多様性条約第10回締約国会議で各国は、2020年までに海の10%を保護区にすることを含む「愛知目標」に合意した。これを受け、環境省は、2011年5月、「我が国における海洋保護区の設定の在り方について」を作成し、海洋保護区を「海洋生態系の健全な構造と機能を支える生物多様性の保全及び生態系サービスの持続可能な利用を目的として、利用形態を考慮し、法律又はその他の効果的な手法により管理される明確に特定された区域」と定義した。

環境省は、この定義により以下の「特定された区域」を「海洋保護区」と総称した。自然公園（規定法：自然公園法、管轄：環境省、以下同じ）、自然海浜保全地区（瀬戸内海環境保全特別措置法、環境省）、自然環境保全地域（自然環境保全法、環境省）、鳥獣保護区（鳥獣保護管理法、環境省）、海洋水産資源開発区域（海洋水産資源開発促進法、水産庁）、共同漁業権区域（漁業法、水産庁）。その結果、2020年には海域13.3%が保護区となり、愛知目標は達成されたと報告され、沿岸域の相当部分が海洋保護区である。沖縄島の周りにはほぼ100%共同漁業権が連なっている。その結果、沖縄島の周囲の海域は、大浦湾の一部海域を除き、すべて海洋保護区である。各国の海洋保護区は生物多様性条約に基づく国際データベースに登録されており、そこから沖縄島、及び浦添沖を取り出したのが図1a), b)である。沖縄島と慶良間諸島は海洋保護区でつながっており、その多くはサンゴ礁が存在しているとみられる。

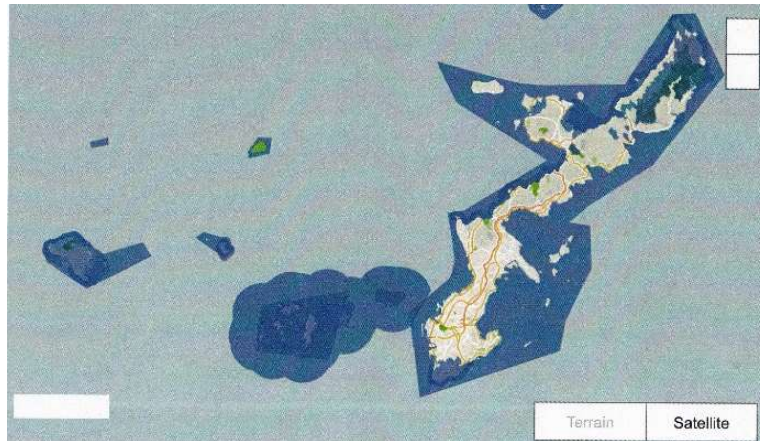


図 1. a) 沖縄島周辺の海洋保護区。青色部が海洋保護区。

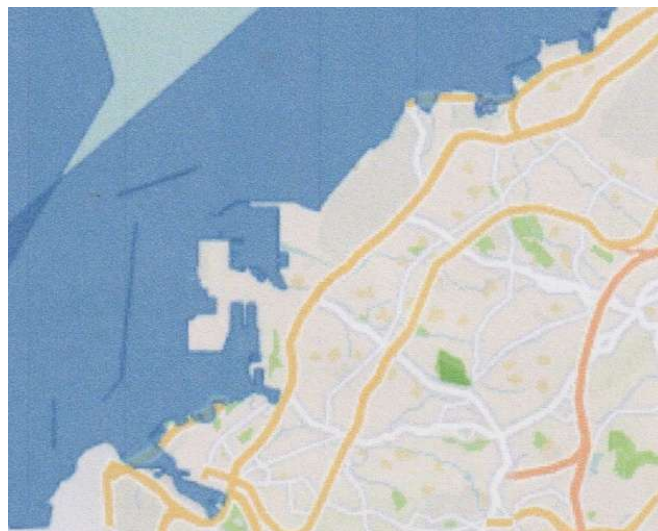


図 1. b) 浦添沖の海洋保護区

図 1. b) からわかるように事業計画の対象海域はすべて生物多様性の保全を目的として選んだ海洋保護区である。しかるに方法書には「海洋保護区」という単語は一度も登場しない。認識していないのか、または認識しているが無視をしているのかは定かではないが、沖縄防衛局は、「事業計画の対象海域はすべて海洋保護区である」点を明確に認識すべきである。その上で、埋立て、防波堤建設、浚渫工事、そして作業ヤードに係る工事など一連の工事が、「生物多様性の保全」に矛盾しないようにすることを方法書の第3章 3.2.9「環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容等」に明記すべきである。その位置づけを踏まえた上で、それが可能なのかどうかを検討することが本方法書に求められている。

3. 当該海域の生物多様性や生態系の豊かさ、特にサンゴ礁の被度は沖縄島でも最も優れたものの一つであるとの指摘に対して配慮がされていない。

まず方法書においても、対象地域における重要な動物は計 214 種、植物は 86 種、重要な植物群落が 9 群落生育している可能性が考えられるとする。さらに「サンゴ礁は、対象事業実施区域の北東側は被度 5% 未満、一部に 30～50%、50% 以上、南西側は礁縁部に 30～50%、

礁池内に被度 50%以上の範囲が分布する。防波堤の沖側の自謝加瀬、干ノ瀬、浅ノ瀬は、サンゴ類の被度が強く、特に干ノ瀬では、被度 50%以上の範囲が分布する。」（頁 3-4）と記述されている。配慮書段階の専門家の意見として「近年、当該箇所のサンゴ被度が高くなっているのではないかと推察される」（頁 4-26）、「最近では八重山地方よりも沖縄本島の方がサンゴの被度や多様性が高くなってきている。」（頁 4-27）と浦添沖のサンゴ礁の価値が相対的に高まっていることも指摘されている。

国土交通大臣の意見8（頁5-3）でも、「高被度のサンゴ群集が見られるほか、「環境省レッドリスト2020」に絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているホソエガサ等の海藻類、絶滅危惧ⅠB類として掲載されているタナゴモドキ等の魚類、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているアジサシ類、シギ、チドリ類等の鳥類、ヒロオウミヘビ等の爬虫類、リュウキュウアサリ等の水生貝類等が生育・生息している可能性がある。」と希少種の生息を強調している。

また当該海域は、海洋保護区の選定などの基礎資料として、環境省が2014年3月に「生物多様性の観点から重要度の高い海域」として「沿岸域」270海域を抽出した中で「宜野湾沿岸」（海域番号14804）に位置付けられている。絶滅危惧種としてコアジサシ（鳥類）、イイジマウミヘビ（爬虫類）、アマミカワニナ（貝類）が掲載され、八放サンゴ類の分布など生物多様性の豊かな海である。この点は、国土交通大臣の意見8（頁5-3）でも指摘され、「本事業の実施による想定区域における埋立てに伴う直接改変及び水環境の変化により、動植物及び生態系への影響が懸念される。」としている。

これらの意見を踏まえれば、方法書を提出して手続きを進めるのではなく、事業計画そのものを見直すのが本来のあるべき姿である。

4. 当該事業は埋立て、防波堤設置、浚渫など総合的であり、それらが相互に作用しあう複合的な影響を及ぼすことを評価すべきである。

当該事業は、約64haの埋立て（約49haの代替施設、約15haの作業ヤード）に加え、2つの防波堤（東西に延びる長さ約3900m、南北に延びる長さ約500m）の設置、浚渫工事などがセットとして実行される。まず埋立ては海洋保護区の一部をそのまま抹殺する行為である。埋立地および防波堤の設置は、潮流の変化だけでなく、海域全体の閉鎖性を強めることになり、ひいては海岸線と防波堤で囲まれた海域において夏の成層期に下層の貧酸素化現象に至る可能性もある。さらに浚渫工事は、海底にたまる懸濁粒子を拡散し、藻場やサンゴ礁に悪影響をもたらす可能性がある。これらが同時に進行することで、海域全体の生物多様性や生態系への複合的な影響がどう進み、どのような悪影響をもたらすのかは、極めて重要な課題であるが、方法書には複合的な影響を予測する視点が盛りこまれていないように見える。ましてやその複合的な悪影響を低減することは至難の業である。方法書によってより精度の高い環境影響評価を行い、事業を実施しないという代替案を含む環境保全措置を検討しなければならないが、作業ヤード（埋立て）約15haと作業ヤード（海中仮置き）については、関係機関と調整中として場所が明示されていない。これでは予測評価の地点を的確に決めることはできない。場所の調整後に改めて方法書手続きを行うべきである。

なお、図 6.2.4-1 海域の水質（水の汚れ）の調査地点については、自然的環境を保全する区域の境界で代替施設に近いところと防波堤に近いところを追加すべきである。また、海域動物、海域植物なども同様に調査地点を追加すべきである。

5. 先行する他の埋め立て事業との累積的な影響も検討されねばならない。

さらに大きな問題として、先行する事業が同時に進行していることがある。軍港移設予定海域の南西の海岸線付近では「交流・賑わい空間公有水面埋立事業」（浦添市土地開発公社、那覇港管理組合）約32.2haの埋立て計画が先行して動いている。2023年12月、同計画の環境影響評価方法書が広告されている。本事業は、これに少し遅れて動いており、両者が実行された場合の累積的な影響は包括的に検討されるべき大きな課題である。しかるに、これは沖縄防衛局だけの責任ではないが、この点に責任を持って対処する枠組みは存在していないのではないかと。環境省や沖縄県が調整役をすべき課題なのかもしれないが、被害を受けるのは自然の側である。ネイチャーポジティブをめざし、2030年までに海の30%以上を保護区にしようと国を挙げて努力しているときに、このような累積的埋め立て計画が海洋保護区において進行しつつあること自体が不当である。一機関の責任ではないかもしれないが、政府、自治体などによる未来への犯罪とも言えることが責任の所在もわからないまま進行していることは許しがたいことである。少なくとも両計画を推進していくのであれば、沖縄防衛局と浦添市土地開発公社及び那覇港管理組合という3つの事業者が共同で累積的な悪影響を包括的に評価するべきである。

6. 検討されていない2つの重要な課題

検討されていない重要な課題として少なくとも以下がある。

- ① 供用開始後の軍港としての運用に関わる環境影響も対象として評価すべきである。例えば、那覇軍港で始まったオスプレイの離着陸、想定される出入港する船舶の危険性などが対象になると考えられる。現在ホワイトビーチに限定している米原潜の寄港が始まるといった事は想定しなくていいのかどうかも明確にすべき問題の一つである。
- ② 埋立て用材の必要量と、供給先及び搬送方法を明確にすべきである。関連して浚渫土砂の扱いも大きな問題である。

7. 方法書に掲載された膨大な意見はどう扱われるのかを明確にすべきである。

方法書第5章に収められている主務大臣、行政機関の意見及び「一般の意見」は非常に重みがある。特に市民からの「一般の意見」は、565の意見が方法書全体の約62%に当たる253頁にわたり掲載されている。どれも力作ぞろい、一人一人の市民の思いが伝わってくる。しかし、これらの膨大な意見は環境影響評価においてどのように扱われていくのかが示されていない。とりあえず聞き、形式的ではあっても何らかの事業主としての見解をコメントすることで終わりそうである。市民から出された意見の多くは、埋立て計画そのものの不当性を訴え、中止を求めており、計画そのものを見直すことも含めて再検討するという選択肢はあるのかどうか問われている。環境影響評価法の問題とえば、それで終わってしまうが、結局のところガス抜きになるだけだとすれば余にも理不尽である。また専門家の意見もヒアリングしているが、そのコメントや提言が採用されるのか、無視されるのかなども定かではない。

8. 結論として

1～7で述べてきたことをトータルに振り返り、結論を述べる。

- ① 生物多様性条約に即して＜生物多様性の保全を目的として選定した海洋保護区＞において、「生物多様性を抹殺することになる埋立て」は生物多様性を低下させる不可逆的な行為であり決して許されることなく、法的に禁止されるべきである。加えて防波堤の建設や浚渫は、海洋保護区の生物多様性を低下させることにつながるものである。自然は縫い目のない織物（シームレス）のようにつながっている。どこか壊せば思わぬところに波及する。自然のなかに埋立地や防波堤などの人工構造物を設置することは、物質循環を分断し、微妙なバランスによって生かされている海の生き物の生活史を分断することになる。こう考えると、生物多様性の保全を目的として海洋保護区として選定した以上、海洋保護区の中で埋立て、防波堤などの人工構造物を設置し、浚渫を行う当該事業は中止すべきであるという結論に至る。
- ② とは言え、事業主が計画の中止を受け入れるとは考えにくいことを考慮し、1，2で述べた点を踏まえて、国の事業に伴う生物多様性の問題は生物多様性国家戦略に沿ったものでなければならないこと、そして対象海域が100%海洋保護区であることを認識し、第3章の3.2.9「環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容等」に、生物多様性国家戦略、及び「対象海域が海洋保護区であること」に基づき本事業が求められている環境保全措置について詳述すべきである。その上で、環境影響評価の手続きを最初からやり直すべきである。

以上